

改正

昭和51年1月16日規則第4号

昭和55年5月2日規則第24号

昭和61年10月28日規則第45号

平成元年1月20日規則第4号

平成4年11月17日規則第50号

平成6年12月14日規則第58号

平成10年4月20日規則第27号

平成12年4月17日規則第35号

平成15年10月24日規則第43号

平成19年11月9日規則第73号

平成21年3月24日規則第10号

平成24年3月30日規則第23号

平成28年3月31日規則第24号

吹田市勤労者福祉共済条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、吹田市勤労者福祉共済条例（昭和49年吹田市条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で「共済」、「被共済者」又は「加入者」とは、それぞれ条例第1条、第5条又は第6条第1項に規定する共済、被共済者又は加入者をいう。

(加入要件)

第3条 条例第3条第1項第3号に規定する規則で定める者とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 常勤の役員
- (2) 従業員で役員を兼ねる者
- (3) 事業主と生計を一にしている家族従業員
- (4) 本市以外の事業所に勤務する従業員

2 条例第3条第2項に規定する規則で定める者とは、その者の1週の所定労働時間が20時間以上

の者その他市長がこれに準ずると認める者をいう。

- 3 条例第3条第3項に規定する規則で定める者とは、第1項第1号から第3号までに掲げる者をいう。

(加入の申込み)

第4条 共済に加入しようとする事業主は、勤労者福祉共済加入申込書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 企業カード
- (2) 被共済者名簿
- (3) 被共済者カード

(加入の承諾等)

第5条 市長は、前条の申込書の提出があつたときは、その内容を審査し、共済への加入を認めるときは、勤労者福祉共済加入承諾書及び被共済者証を当該申込みをした者に交付するものとする。

- 2 被共済者は、被共済者証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 3 被共済者は、その資格を失つたときは、直ちに被共済者証を市長に返還しなければならない。

(共済掛金)

第6条 条例第6条第1項に規定する規則で定める共済掛金の額は、700円とし、加入者はその2分の1以上の額を負担するものとする。

- 2 共済掛金は、分割して納付することができない。

(脱退)

第7条 条例第7条第1項の規定により共済から脱退しようとする加入者は、勤労者福祉共済脱退申出書に脱退同意書を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申出書の提出があつたときは、勤労者福祉共済脱退承諾書を当該申出をした者に交付するものとする。

(給付の申請)

第8条 条例第8条第1項に規定する給付金の給付を受けようとする者は、勤労者福祉共済給付金給付申請書に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があつたときは、給付金の給付の可否を決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(遺族の範囲)

第9条 条例第8条第2項に規定する遺族の範囲は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 配偶者

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 前項に掲げる者の給付金の給付を受ける順序は、同項各号の順序により、同項第2号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順序による。

(貸付の申請等)

第10条 条例第9条第1項に規定する資金の貸付けを受けようとする者は、勤労者福祉共済資金貸付申請書に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があつたときは、資金の貸付けの可否を決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(借用証書の提出等)

第11条 前条第2項の規定に基づく貸付けの決定の通知を受けた者は、遅滞なく連帯保証人と連署した借用証書を提出しなければならない。

2 前項の連帯保証人は、資金の貸付けを申請する被共済者の勤務する企業の加入者でなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(被共済者の異動等)

第12条 加入者は、その雇用する従業員を市内の事業所に転勤させたとき又は新たに従業員を雇用したときは、勤労者福祉共済被共済者追加届に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、当該従業員は、その事実が生じた日に被共済者になつたものとする。

2 加入者は、被共済者である従業員を市外の事業所に転勤させたとき又は被共済者が死亡し、若しくは退職したときは、直ちに勤労者福祉共済被共済者資格喪失届を市長に提出しなければならない。この場合において、当該被共済者は、その事実が生じた日に被共済者でなくなつたものとする。

(名称等の変更)

第13条 加入者は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、直ちに市長に届け出なければならない。

(1) 企業の名称及び所在地

(2) 企業の代表者

(3) 企業の取引金融機関

(委員会の会長及び副会長)

第14条 条例第11条第1項に規定する吹田市勤労者福祉共済運営委員会（以下「委員会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第15条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(委員会の運営に関する事項)

第16条 前2条に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の意見を聴いて会長が定める。

(委員会の庶務)

第17条 委員会の庶務は、都市魅力部地域経済振興室において処理する。

(報告)

第18条 市長は、共済について必要があるときは、加入者又は被共済者から報告を求めることができる。

(委任)

第19条 この規則の施行に関し必要な事項は、都市魅力部長が定める。

附 則

この規則は、昭和49年10月1日から施行する。

附 則 (昭和51年1月16日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年5月2日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年10月28日規則第45号)

この規則は、昭和61年11月1日から施行する。

附 則 (平成元年1月20日規則第4号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(以下省略)

附 則 (平成4年11月17日規則第50号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年12月14日規則第58号）

この規則は、平成7年1月1日から施行する。

附 則（平成10年4月20日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年4月17日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年10月24日規則第43号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年11月9日規則第73号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年11月12日から施行する。（ただし書省略）

（以下省略）

附 則（平成21年3月24日規則第10号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（以下省略）

附 則（平成24年3月30日規則第23号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第24号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。